

議案第53号

つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

つくばみらい市敬老祝金支給条例（平成18年つくばみらい市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 祝金は、当該年の9月1日現在本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者で、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの間に88歳又は100歳の誕生日が到来するものに支給する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「99歳以上の者15,000円」を「100歳の者 30,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

3 祝金の支給対象者が、死亡した場合は、遺族に対し祝金額を弔慰金として支給することができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

高齢者人口の増加による敬老祝金の支給環境の変化を鑑みるとともに、今後求められる福祉施策の充実を図るため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市敬老祝金支給条例(平成18年つくばみらい市条例第67号)新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(対象者)</u></p> <p>第2条 祝金は、当該年の9月1日現在本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者で、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの間に88歳又は100歳の誕生日が到来するものに支給する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(祝金の額及び支給期間)</p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 88歳の者 10,000円</p> <p>(2) 100歳の者 30,000円</p> <p>2 (略)</p> <p>3 祝金の支給対象者が、死亡した場合は、遺族に対し祝金額を弔慰金として支給することができる。</p>	<p><u>(支給要件)</u></p> <p>第2条 祝金は、当該年度の4月1日現在本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者で、次の各号に該当するものに対して支給する。</p> <p>(1) 当該年度の3月30日現在77歳の者</p> <p>(2) 当該年度の3月30日現在88歳の者</p> <p>(3) 当該年度の3月30日現在99歳以上の者</p> <p>2 祝金の支給を決定された者が次条第2項に規定する支給開始日前日までに死亡し、又は転出したときは、祝金を支給しないものとする。</p> <p>(祝金の額及び支給期間)</p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 77歳の者 7,000円</p> <p>(2) 88歳の者 10,000円</p> <p>(3) 99歳以上の者 15,000円</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>